

○揖斐川町保育士等修学資金貸付事業実施要綱

令和5年5月1日

告示第56号

(目的)

第1条 この告示は、保育士等の養成施設等に在学する者で、将来揖斐川町立の保育所等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、保育士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を支援し、もって教育及び保育に資する保育士等の育成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「保育士等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の同項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。

2 この告示において、「養成施設等」とは、法第18条の6に基づき都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設であって通信制によるものを除くものをいう。

3 この告示において、「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 法第7条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第10条の2の規定による子ども家庭総合支援拠点
- (4) 揖斐川町福祉総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年揖斐川町条例第208号）第2条に規定する施設
- (5) その他町長が必要と認める施設

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に養成施設等に在学しており、教育職員免許法第5条第1項の規定による幼稚園教諭免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとし、かつ、法第18条の18第1項の規定による保育士の登録（以下「保育士登録」という。）

をしようとする者

(2) 養成施設等を卒業した後、1年以内に揖斐川町立の保育所等において保育士等の業務に従事し、引き続き5年以上従事しようとする者

(貸付金額、貸付期間等)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額5万円とし、貸付限度額を120万円とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、申請期間の末日が属する年度の最初の月から養成施設等の正規の修業期間が終了する月までの24月を限度とする。

3 修学資金は、無利子とする。

4 修学資金の貸付けを申請できる期間（以下「申請期間」という。）は、町長が別に定めるものとする。ただし、町長が認める場合は、当該申請期間外であっても申請することができる。

5 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で町長が決定する。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

(貸付けの申請及び決定)

第6条 申請者は、揖斐川町保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の属する世帯の全構成員の住民票の写し

(2) 在学証明書（養成課程を履修していることが分かるものに限る。以下同じ。）

(3) 別に町長が定める小論文

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を受けたときは、必要な事項を審査した後、別途実施する教養試験及び面接試験の結果により修学資金の貸付けの可否を決定し、揖斐川町保育士等修学資金貸付可否決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

(誓約書等)

第7条 修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、通知書を受け取った日から起算して20日以内に誓約書（様式第3号）及び揖斐川

町保育士等修学資金借用書（様式第4号。以下「借用書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の属する世帯の全構成員の住民票の写し（貸付決定者の属する世帯の構成員が連帯保証人である場合を除く。）

2 正当な理由なくして前項の期限内に誓約書及び借用書を提出しない者は、修学資金の貸付けを辞退したものとみなす。

（修学資金の交付等）

第8条 修学資金は、毎月1月分ずつ交付するものとする。ただし、修学資金の貸付けの決定のあった年度の最初の交付については、複数月分を一括して交付することができるものとする。

2 修学資金は、貸付決定者へ口座振込の方法により交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（貸付け決定の取消し等）

第9条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 負傷、疾病等のため修学が困難と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項第1号の規定による退学には、養成施設等を退学し、引き続き他の養成施設等へ編入する場合は含まれないものとする。

3 貸付決定者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以後の月の修学資金として貸し付けられたものとみなす。

（連帯保証人の変更申請）

第10条 貸付決定者又は修学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、又は連帯保証人として適当でなく

なった等の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、揖斐川町保育士等修学資金連帯保証人変更申請書（様式第5号）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請をした者に揖斐川町保育士等修学資金連帯保証人変更可否決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前項の規定により変更を承認する通知を受けた者は、速やかに誓約書に新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第11条 貸付決定者は、養成施設等に在学し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、揖斐川町保育士等修学資金貸付決定者異動事項等届出書（様式第7号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（1） 氏名、住所又は養成施設等を変更したとき。

（2） 退学し、又は停学の処分を受けたとき。

（3） 修学資金の貸付けを辞退しようとするとき。

（4） 休学し、又は復学したとき。

（5） 連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更があったとき。

2 養成施設等に在学中の貸付決定者（第15条第1項第1号の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予されている者を含む。）は、養成施設等を卒業するまで、毎年4月末日までに在学証明書を町長に提出しなければならない。

3 貸付決定者又は被貸付者が死亡したときは、その相続人（相続人がいない場合にあっては、連帯保証人。以下同じ。）は、死亡届（様式第8号）に死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、町長に届け出なければならない。

4 貸付決定者が養成施設等を卒業したときは、揖斐川町保育士等修学資金貸付決定者卒業等報告書（様式第9号）により、町長に届け出なければならない。

5 被貸付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、揖斐川町保育士等修学資金被貸付者異動事項等届出書（様式第10号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（1） 氏名又は住所を変更したとき。

（2） 町立の保育所等に勤務し始め、又は当該保育所等を退職したとき。

（3） 勤務している保育所等を災害、病気、負傷、育児休業等やむを得ない理由

により休職等をし、又は当該保育所等に復職したとき。

(4) 連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更があったとき。

- 6 被貸付者のうち、第15条第1項第2号の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予されている者については返還債務の免除が決定するまで毎年3月31日現在の勤務状況等を揖斐川町保育士等修学資金現況報告書(様式第11号)により、同条第2項の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予されている者についてはその猶予に係る理由及び期間を確認できる書類により町長に届け出なければならない。

(修学資金の返還)

第12条 被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた月数(前条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。)に2を乗じて得た月数の期間内に修学資金を返還しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年が経過した日までに、免許状を授与され、保育士登録をし、かつ、町立の保育所等において保育士等の業務に従事しないとき。

(3) 町立の保育所等において保育士等の業務に従事した後、死亡し、又は町立の保育所等において保育士等の業務に従事しなくなったとき。

- 2 修学資金を返還することとなった者(以下「返還者」という。)は、速やかに揖斐川町保育士等修学資金返還計画書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

- 3 修学資金の返還期限は、次の各号に掲げる割賦の方法の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 年賦 修学資金の返還債務が発生した日後最初に到来する1月末日又は7月末日のいずれか早い日

(2) 半年賦 1月末日及び7月末日

(3) 月賦 毎月末日

- 4 前項の規定にかかわらず、返還者は、町長が認める場合は、割賦の方法に応じ、別に町長が指定する期日までに返還することができる。

- 5 第3項の規定にかかわらず、返還者は修学資金の全部又は一部を繰り上げて返

還することができる。

(期限の利益の喪失)

第13条 返還者は、修学資金の返還を怠り、督促を受けたにもかかわらず返還に応じなかった場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額を返還しなければならない。

2 町長は、返還者が前項の適用を受けることとなった場合は、速やかに連帯保証人に通知しなければならない。

(返還方法の変更)

第14条 町長は、災害、病気、負傷等やむを得ない理由により返還者が修学資金を返還することが著しく困難であると認めるときは、返還方法の変更を認めるものとする。

2 前項に規定する返還方法の変更を希望する者は、揖斐川町保育士等修学資金返還方法変更申請書(様式第13号)により、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、当該申請をした者に揖斐川町保育士等修学資金返還方法変更可否決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(返還の猶予)

第15条 町長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 第9条第1項第2号の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき 引き続き保育士等の養成施設等に在学している期間

(2) 町立の保育所等において、保育士等の業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間

2 町長は、被貸付者が災害、病気、負傷等やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(返還猶予の申請等)

第16条 修学資金の返還猶予を受けようとする者は、揖斐川町保育士等修学資金返還猶予申請書(様式第15号)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還猶予

の可否を決定し、当該申請をした者に揖斐川町保育士等修学資金返還猶予可否決定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（返還債務の免除）

第17条 町長は、被貸付者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部を免除する。

（1） 養成施設等を卒業した後、養成施設等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年が経過した日までに免許状を授与され、保育士登録をし町立の保育所等において保育士等の業務に従事し、かつ、引き続き保育士等の業務に従事した期間（災害、病気休暇、育児休業、介護休暇等により保育士等の業務に従事できなかった期間を除く。次項において同じ。）が5年に達したとき。

（2） 前号に規定する期間中に、保育士等の業務上の理由により死亡したとき又は業務に起因する心身の故障のため保育士等の業務を継続することができなくなったとき。

2 町長は、被貸付者が養成施設等を卒業した後、養成施設等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年が経過した日までに免許状を授与され、保育士登録をし、町立の保育所等において保育士等の業務に従事し、かつ、引き続き保育士等の業務に従事した期間が3年に達したときは、貸し付けた修学資金の返還債務の半額を免除する。

3 町長は、第1項に該当する場合を除き、被貸付者が前項の規定により貸し付けた修学資金の返還債務の半額を免除された後において、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、貸し付けた修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還免除の期間の計算）

第18条 前条第1項第1号及び同条第2項に規定する期間を計算する場合においては、町立の保育所等において保育士等の業務に従事し始めた日の属する月から保育士等の業務に従事しなくなった日の前日の属する月までを算入するものとする。ただし、保育士等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び保育士等として指定業務に従事し始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前条第1項第1号及び同条第2項に規定する期間において、被貸付者の意思によらず、人事異動等により町外において当該業務に従事した期間については、当

該業務従事期間に算入することができる。

- 3 前条第1項第1号及び同条第2項に規定する「引き続き」とは、月を単位として継続している状態をいうものとし、それらの規定により保育士等の業務に従事した期間を計算するに当たっては、年間180日以上勤務した場合に、1年とするものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第19条 修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、揖斐川町保育士等修学資金返還債務免除申請書(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 第17条第1項第1号により免除を受けようとする者のうち、引き続き町立の保育所等において保育士等の業務に従事している場合は、第11条第6項に規定する揖斐川町保育士等修学資金現況報告書

(2) 第17条第1項第2号により免除を受けようとする場合(死亡の場合を除く。)は、医師の診断書その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に対し揖斐川町保育士等修学資金返還債務免除可否決定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(委任)

第20条 この告示に規定するもののほか修学資金の貸付けについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。